

## 第7章 騒音・振動

### 第1節 現状

騒音・振動公害の原因は、工場・事業場における事業活動、建設作業、自動車及び新幹線・在来線の走行、航空機の飛行など多種多様である。

また、公害の中でも心理的・感覚的な不快感から日常生活に影響をおよぼすものであり、苦情件数の多くを占めている。

#### 1 工場・事業場等からの騒音・振動

近年の傾向では、工場系の用途地域において、工場や事業場の撤退後の跡地に住居が建ち、周辺の工場などと住居が混在したため、住民との間で騒音・振動の問題が生じている。

#### 2 建設作業に伴う騒音・振動

マンションなど大きな建築物の解体工事は長期に及ぶことが多く、重機を使用するため、騒音・振動が発生し問題となっている。

また、新築時におけるいわゆる大工仕事から生じる騒音も問題になりやすい。

#### 3 深夜営業に伴う騒音

飲食店等において、深夜までカラオケなどの音楽を流すことにより、近隣住民の睡眠などに影響し問題となっている。

#### 4 生活騒音

マンション住まいの増加やライフスタイルの多様化により、楽器の演奏、テレビ等の家電の音量や騒ぎ声など日常生活に起因した、いわゆる生活騒音が問題となっている。生活騒音については、近隣の人間関係に左右されることも多く、近隣への配慮や日ごろからのコミュニケーションが求められている。

### 第2節 対策

#### 1 法律・条例に基づく規制

騒音・振動を規制する法令等には、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び環境の保全と想像に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号、以下「兵庫県条例」という。）がある。

これらの法令では、生活環境を保全するため、指定地域内に著しい騒音または振動を発生する施設（特定施設）を設置している工場・事業場を対象として規制を行っている。

また、建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業（特定建設作業）についても規制の対象となっており、日曜日や休日、及び夜間は原

則として作業を禁止するなどの規制基準がある。

その他、カラオケを中心とする深夜営業騒音については、兵庫県条例で音響機器の音量及び使用時間の制限の規制が行われている。特にカラオケ装置からの音が建屋外に漏れる場合には、機器の使用は午後11時までの使用としている。

### (1) 法律・条例に基づく届出状況

特定施設を設置する場合（届出内容の変更を含む）や、特定建設作業を行う場合には届出が必要となっている。平成22年度の届出状況は、次のとおりである。（表 - 82）

表 - 82 法律・条例に基づく届出状況（平成22年度）

対象	騒音規制法	振動規制法	兵庫県条例	計
工場・事業場	66	50	15	131
特定建設作業	428	199	939	1,566

### (2) 苦情等に伴う現地調査

騒音・振動に関する苦情等が寄せられた場合には、発生状況を確認するため、現地調査を実施し、対策等について指導を行っている。（表 - 83）

表 - 83 苦情等に伴う現地調査の実施状況（平成22年度）

種類	延べ調査事業所数
工場・事業場	120
建設工事	288
商店・その他	64
計	472

## 2 騒音・振動公害の発生防止

### (1) 工場・事業場等に対して

本市では、特定施設の設置及び変更等の届出の際、公害発生の未然防止を図るため、事前指導を行っている。

また、相談が寄せられた場合には、特定施設を有しない事業者であっても、騒音・振動に係る規制等について説明を行っている。

### (2) 特定建設作業の施工業者に対して

本市では、特定建設作業の届出の際、施工業者に対し、騒音・振動の防止対策を行うよう指導を行い、公害の未然防止を図っている。

また、事前に工事説明を行うなど、周辺住民に理解を得るよう指導している。

### **3 深夜営業騒音防止についての啓発**

深夜営業騒音については、近隣への配慮や防音対策が大きく影響するため、本市では、保健所で実施している食品衛生責任者養成講習会において、飲食店業者に対しカラオケを中心とした営業騒音の防止について意識の啓発を行っている。

### **4 生活騒音の防止**

生活騒音の防止については、楽器や音響機器の音量の調節、使用時間の制限などの音源対策、さらに、扉や窓への防音対策など、近隣への配慮が必要とされる。

しかし、生活騒音の苦情には、近隣との人間関係に左右されるものも多く、日ごろからのコミュニケーションが求められている。